

2005年8月24日

ケミトックス 環境ニュース(Vol. 4)

差し迫ってきた EU の RoHS 指令対応(第2回目)

株式会社ケミトックス
中山 紘一
高橋 珠江

6月にお送りしました、「差し迫ってきた EU の RoHS 指令対応」に引き続き第2回配信資料をお送り致します。今回は、環境規制のバックグラウンドを説明いたしましたが、今回は、WEEE について解説いたします。

1. WEEE 指令とは？

WEEE は、電気・電子機器廃棄物指令 (EU Directive on Waste from Electrical and Electronic Equipment) のことで、1997年に提案され、1998年には2004年までに廃棄物を全廃する案が出されていきました。その後、実施時期について2008年という案が出され、揺れ動いたのも事実でした。このような経過を経た上、アムステルダム条約 175 条に基づき2000年6月に欧州議会に提案し、2000年10月に公聴会を開催するとともに調停委員会で合意に至り、そして2003年1月27日に欧州官報(OJ)に掲載され、2005年8月13日から施行することになりました。

WEEE は EC 条約第 175 条の適用を受け、環境保全そのものに目的があるために、共同決定手続により議会諮問後理事会の特定多数決で、最小リサイクル率を決め、指令より厳しい国内法を制定することができます。その場合は、WEEE で定めた値は最小限の要求事項となり、各国の実情に併せてリサイクル率を高く設定しても問題にはなりません。このことは、別の言い方をすれば、各国のリサイクルの事情に合わせて国内法を制定しても良いことを意味します。

国土が狭くて埋立てでできたオランダの廃家電処理協会では「**先祖が築いた土地を冷蔵庫の墓場にするな**」とのスローガンもあります。狭い土地であるが故に環境対策の重要性を訴えています。このような事情がある国では、リサイクル率の目標を高く設定して努力することが必要となります。

EU に統一されたものの 25 ヶ国が、全て同じとは言えず、国によって異なります。これが、WEEE に関して複雑にしている一つの理由です。

WEEE に関して過去の経過と今後の予定を記述しますと表1のようになります：

表1 WEEE の経過と今後の予定

経過	内容
2002年10月11日	調停委員会協議合意に至る
2002年1月16日	閣僚理事会の紹介
2002年1月18日	議会在採択
2003年2月13日	EU官報に指令が公布される
2003年12月31日	WEEE第9条改正公布
2004年8月13日まで	EU加盟国にて各国内法で制定する リサイクル目標達成のためのモニタリング手法が呈示される
2005年8月13日	加盟国より、回収、廃棄物処理システムとファイナンスシステムを明示する
2005年8月13日	製造者は、指定マークを適合製品に貼付し、廃棄に対する責任を負うことになる（大きさ、製品の機能如何では、パッケージ、使用書、保証書などにマーク貼り付けることも可能）
2006年1月31日までに	製造者は回収・再利用・リサイクル削減目標を達成
2008年1月31日までに	医療用機器(カテゴリー8)について、回収・再利用・リサイクル削減目標が設定される。その他の機器に対し、新しい目標が設定される。

WEEE は EC 条約第 175 条(環境保護)に準拠した EU 指令

WEEE/RoHS 指令の施行にともなって、初めて WEEE に関して、「2005 年 8 月 13 日までに EU 加盟国はリサイクルに関する回収、廃棄物の処理システムとファイナンスシステムの明示が必要」と規定されました。

しかし、現実にはこの規定通りに進んでいないのが現状であり、国内法に落とし込みが終わり、各国から指令に基づいて国内法が成立しつつある中で、本来、2005 年 8 月 13 日までに検討すべき事項を、英国では 2006 年 1 月に延期する案が提示され、さらに 2006 年 6 月までの再延期する案へと変化し、WEEE の施行の難しさを示しています。

製造者は、指定マークを適合製品に貼付し、廃棄に対する責任を負うことになります。下記に示すようなマークを貼付することになります：

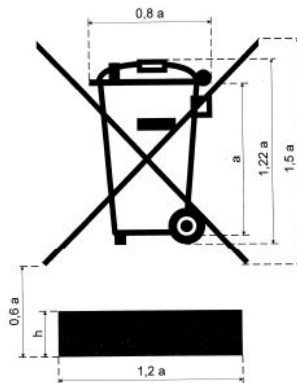


図 1 WEEE のマーク

また、回収率と再使用率・リサイクル率に関しては、表 2 のように、製品のカテゴリー別に規定されています。この数値は、前述しましたように最低限の数値で、各国の事情に合わ

せて高い目標値に設定しても良いことになります。

表2 WEEE の回収率/リサイクル・再使用率

製 品	製 品 の 回 収 率	再使用率・リサイクル率
大型家庭用電子器具及び自動販売機	80%	75%
IT、通信及び民生機器	75%	65%
その他	70%	50%

< 参考資料 >

1. EN50419 “Marking of electrical and electronics equipment in accordance with Article 11(2) of Directive 2002/96/EC (WEEE)

< コラム4 > WEEE のマークには下のバーが・・・

図1に示す WEEE のマークは 2005 年 8 月 13 日以降に出荷する製品に貼付することが義務付けられています。当初はゴミ箱に X をつけただけのマークでしたが、ゴミ箱の下にバーをつけたものが EN50419 で規定されました。

実は、これは、ゴミ箱に X を付けたマークは WEEE 指令で使用を開始する前に、別の目的で使用されていることが判明し、それと区別するためにバーをゴミ箱の下に付けることになりました。

もし、バーの付いていないマークを使用する場合には日付を入れて 2005 年 8 月 13 日以降に出荷することが分かるようにする必要があります。

< コラム5 > WEEE の施行日を延期した英国の取扱いは？

WEEE は、2005 年 8 月 13 日から施行することになっていました。しかし、英国は、その施行日を 2006 年 6 月まで延期することを発表しました。

さて、この場合に、英国のみ出荷する電気・電子機器であれば、マークの貼付は 2006 年 6 月以降で良いことになります。しかし、他の EU 加盟国に出荷する場合には、2005 年 8 月 13 日から実施が必要となります。